c2　平成31年改正前地方税法附則第12条の2の4第1項第1号、第2号、第4号、第5号イ、同号ロ及び第6号、同条第2項第1号、第2号イ、同号ロ及び第3号、同条第3項第1号、第2号イ、同号ロ及び第3号、同条第4項第1号、第2号イ、同号ロ及び第3号、同条第5項第1号、第2号イ、同号ロ及び第3号、その他の乗用車（中古車）並びにその他のバス又はトラック（中古車）いずれにも該当しない軽自動車（以下「その他軽自動車（中古車）」という。）のうち営業用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたもの以外の取得に対する平成30年度における当該市町村の属する都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

c3　その他軽自動車のうち自家用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたものの取得に対して平成30年度における当該市町村の属する都道府県において課された自動車取得税額として総務大臣が調査した額

c4　その他軽自動車（中古車）のうち自家用の軽自動車で初回車両番号指定を受けたもの以外の取得に対する平成30年度における当該市町村の属する都道府県の取得価額として総務大臣が調査した額

D　三輪以上の軽自動車（地方税法第四百四十三条及び附則第五十七条の規定により軽自動車税を課することができないもの又は同条の規定により納税義務を免除するものを除く。以下この条において同じ。）の当該年度の四月一日現在の台数

E　当該市町村の属する当該都道府県の区域内の市町村に係る三輪以上の軽自動車の台数

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

（A × B）× 4.2575 － C

（A × B）が500未満であるときは0とし、（A × B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A　前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内において地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第467条第2項及び第3項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が500未満であるときは0とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この条において同じ。）

B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$\sqrt{(a \div b)} \times 1.0263$

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法）

第三十四条　市町村たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

算式

（A × B）× 3.9948 － C

（A × B）が500未満であるときは0とし、（A × B）に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。

算式の符号

A　前々年度の3月1日から前年度の2月末日までの間の当該市町村の区域内において地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については、同法第467条第2項及び第3項の規定によつて換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数が500未満であるときは0とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下この条において同じ。）

B　次の算式によつて算定した市町村ごとの乗率（算定の過程及び当該乗率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この条において同じ。）

算式

$\sqrt{(a \div b)} \times 1.0182$